



あなたの、いちばんであるために。

山梨信用金庫

News Release

令和8年5月1日

## 手形・小切手ご利用にあたっての今後のご留意事項

日頃より山梨信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、政府・産業界・金融界が連携して取組んでいる令和8年度末（令和9年3月31日）までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」を公表しておりますが、あらためて今後のスケジュールおよび留意事項をご案内します。

### 記

#### ①他行を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付

他行の手形・小切手の入金期限および代金取立の受付終了を令和8年9月30日とします。既に入金受付を終了している金融機関もありますのでご注意ください。その場合の決済方法は、振出銀行や振出人などにご相談いただく必要があります。

#### ②当金庫を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付

当金庫の手形・小切手の入金期限および代金取立の受付終了を令和9年3月31日とします。

#### ③手形・小切手の最終振出期限

当金庫の手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日とします。

※10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。お取引先に電子的な決済手段へ移行していただく必要があります。

#### ④代替サービスのご案内

紙の手形・小切手による決済から電子的な決済へ移行していただくと事務負担の軽減、生産性の向上に繋がるとともに、現物紛失のリスクの低減・資金繰りの円滑化など社会的な効果も大いに期待できます。これを機会に、電子的な決済手段への移行をお願いします。

当金庫では、「電子記録債権（でんさいサービス）」のご利用および「法人インターネットバンキングサービス」によるお振込み等がご利用いただけます。



8 働きがいも  
経済成長も



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



【本件および資金繰り等に関するお問い合わせ先】  
各営業店までお問い合わせください